

○砺波市犯罪被害者等支援条例

令和7年3月19日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本的な事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市民、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において活動を行う者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、県、警察、他の市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情が適切に考慮されること。
- (3) 犯罪被害者等が安全に安心して暮らせるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されること。
- (4) 犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次的被害の

発生の防止について十分配慮されること。

(5) 市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力するものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策が適切に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、従業員が犯罪被害者等になった場合には必要な支援を行い、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援体制の整備)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、関係機関等との相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等の支援が適切に実施されるよう、支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、犯罪被害者等が安全に安心して暮らせるよう、直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響を回復し、若しくは軽減し、又は犯罪等による被害を受けたことにより日常生活において生じる負担を軽減し、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、その状況に応じ、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供、生活支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第10条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給その他の経済的支援に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等

の居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次的被害又は再被害を受けないよう、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第12条 市は、犯罪被害者等が二次的被害又は再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等の個人情報の保護に努めるとともに、防犯に係る指導及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市民等及び事業者の理解の促進）

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害が生じないよう配慮することの重要性等について、市民等及び事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第14条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第15条 市及び関係機関等は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（意見の反映）

第16条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等からの意見を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。